

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成29年
5月16日
(火曜日)

目次

- 告示
平成二十九年年度地籍調査事業計画(政策企画課)……………一
特定計量器の定期検査の実施(計量検定所)……………一
家畜伝染病予防法第五条第一項の規定による家畜の検査の実施(畜産振興課)……………四
家畜伝染病予防法第五条第一項の規定による家畜の検査の実施に関する告示の一部改正(畜産振興課)……………四
保安林予定森林(森林整備課)……………四
公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改正(住宅課)……………五
県営住宅の構造及び戸数に関する告示の一部改正(住宅課)……………五
○公告
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)……………五
○公安委公告
契約の締結……………六
○雑報
県報の正誤(平成二十九年三月二十一日山口県条例第十一号)……………六
- 山口県告示第百八十一号
国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条の三第二項の規定による平成二十九年年度における地籍調査に関する事業計画を定めたので、地籍調査を行う者の名称、調査地域及び調査期間を次のとおり告示する。



平成二十九年五月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 地籍調査を行う者の名称
周南市

二 調査地域
周南市大字湯野

三 調査期間
平成二十九年四月一日から同年五月三十一日まで

山口県告示第百八十二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、計量法施行令(平成五年政令第百二十九号)第十条第一項各号に掲げる特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十九年五月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域	柳井市
二 検査の期日、場所等	柳井市
期	平成二九、七、三
日	七、三
時	午前一〇時三〇分から午前 一一時三〇分まで
間	午後一時から午後三時まで
場	柳井市役所大島出張所 柳井市役所伊陸出張所 柳井市役所日積出張所 柳井市役所新庄出張所 柳井市役所余田出張所
所	柳井市役所阿月出張所 アクティブやない

一	区域	玖珂郡						
二	検査の期日、場所等	期	日	時	間	場	所	
		平成二九、	七、一八	午後一時から午後二時三〇分まで		和木町体育センター		
		平成二十九年七月十九日から同年九月二十九日までは、山口県計量検定所において実施する。						
三	所在場所における定期検査の期間	平成二十九年八月一日から同月三十一日まで						
四	指定定期検査機関の名称	一般社団法人山口県計量協会						
一	区域	光市						
二	検査の期日、場所等	期	日	時	間	場	所	
		平成二九、	八、一八	午前一時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで		光市立室積コミュニティセンター		
		〃	二二	午前一時から午前二時三〇分まで		光市立塩田コミュニティセンター		

一	区域	熊毛郡						
二	検査の期日、場所等	期	日	時	間	場	所	
		平成二九、	九、四	午前一時から午前二時三〇分まで		田布施町城南公民館		
		〃	〃	午前二時から午前二時三〇分まで		田布施町麻郷公民館		
		〃	〃	午後一時から午後四時三〇分まで		田布施町西田布施公民館		
		〃	五	午前九時から午前二時三〇分まで		平生まち・むら地域交流センター		
		〃	〃	午前二時から午前二時三〇分まで		曾根地域交流センター		
		〃	〃	午後一時から午後三時まで		佐賀地域交流センター		
		〃	六	午前二時から正午まで		上関町総合文化センター		
		〃	〃	午後一時三〇分から午後三時まで		上関町保健センター		
		〃	七	午前二時から午前二時三〇分まで		上関町役場祝島支所		
三	所在場所における定期検査の期間	平成二十九年八月二十八日から同年十月三十一日までは、山口県計量検定所において実施する。						
四	指定定期検査機関の名称	一般社団法人山口県計量協会						
一	区域	玖珂郡						
二	検査の期日、場所等	期	日	時	間	場	所	
		平成二九、	二四	午前一時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで		光市立浅江コミュニティセンター		
		〃	二五	午後二時から午後三時まで		光市役所		
		平成二十九年八月二十八日から同年十月三十一日までは、山口県計量検定所において実施する。						
三	所在場所における定期検査の期間	平成二十九年十月二日から同年十二月十八日まで						
四	指定定期検査機関の名称	一般社団法人山口県計量協会						

〃 〃 二〇 午前一〇時から午前一一時 周南市菊川支所
三〇分まで

〃 〃 〃 午後一時から午後三時三〇分まで 周南市今宿公民館

〃 〃 二二三 午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時三〇分まで 〃

〃 〃 二四 午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時まで 周南市新南陽球場

〃 〃 二五 〃 周南市野球場

〃 〃 二六 〃 〃

三 所在場所における定期検査の期間
平成二十九年十月二日から同年十二月十八日まで

四 指定定期検査機関の名称
一般社団法人山口県計量協会

山口県告示第百八十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について検査を受けることを命ずる。

平成二十九年五月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 目的

豚のオーエスキー病の発生を予防するため

二 区域

山口県全域

三 対象となる家畜の種類及び範囲

飼育している豚で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

四 期日

平成二十九年五月二十七日から平成三十年三月三十一日まで

五 検査の方法

ラテックス凝集反応法

山口県告示第百八十四号

家畜伝染病予防法第五条第一項の規定による家畜の検査の実施に関する告示（平成二十九年山口県告示第百八十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

八の四中「平成三十年三月三十一日」を「平成二十九年五月二十六日」に改める。

山口県告示第百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十九年五月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林予定森林の所在場所

岩国市由宇町神東字相地九五三の一、九五三の二、九五五、九五七、九五八、九六〇、九六三の一、二一三九、二一四四、二三一六、二七七〇、二七七二、字上箱九五三の三、字信ヶ廻九六一、字延ヶ迫二七八二、二七八五、二七八六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩国市由宇町神東字相地九六三の一・二七七〇・二七七二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

周南市大字大津島字近江三五六の一・字淵ヶ浴一一七八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百八十六号

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示(平成九年山口県告示第三百二十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

表綾羅木県営住宅の項中「F棟」を「E棟」に改め、同表鶴の島県営住宅の項中「一号棟及び二号棟」を削り、同表東岐波県営住宅の項中「八号棟」を「九号棟」に改め、同表旗岡県営住宅の項中「及び四号棟」を「、四号棟及び五号棟」に改め、同表黒磯県営住宅の項中「A棟」の下に「及びC棟」を加え、同表周南県営住宅の項中「F棟」の下に「及びG棟」を加え、同表若山県営住宅の項中

三号棟	〇・七六
四号棟	〇・八一
三号棟及び四号棟	〇・八一

を

に改める。

山口県告示第百八十七号

県営住宅の構造及び戸数に関する告示(平成十年山口県告示第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

表綾羅木県営住宅の項中「一二八」を「一〇四」に改め、同表鶴の島県営住宅の項中

「六〇」を「三〇」に改め、同表東岐波県営住宅の項中「二〇〇」を「一七〇」に改め、同表旗岡県営住宅の項中「七八」を「二二〇」に改め、同表黒磯県営住宅の項中「一七六」を「一四六」に改め、同表周南県営住宅の項中「三七〇」を「四〇〇」に改める。



(一五六) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十九年五月十六日から同年九月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年五月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)ドラッグコスモス松美町店

所在地 山口市松美町七の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所

大和リース株式会社 大阪市中央区農人橋二丁目一番三六号 森田 俊作

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十九年十二月二十日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、六〇六平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

五五台

(二) 駐輪場の収容台数

一五台

(三) 荷さばき施設の面積

二七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

九立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称

株式会社コスモス薬品

開店時刻 午前九時
閉店時刻 午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日

平成二十九年四月十九日



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十九年五月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

自動車保管場所証明ワンプラップサービスシステム機器 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十九年四月四日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

西日本電信電話株式会社 大阪市中央区馬場町三番一五号

六 落札金額

二億二千五百五十万四千円

七 入札公告日

平成二十九年二月二十四日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣 政

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

最低価格



正 誤

平成二十九年三月二十一日山口県条例第十一号（山口県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）

ページ	行	誤	正
一〇	一一	第十七条の二第四項第二号	第十七条の二第三項第二号